

令和7年 12 月 25 日招集

第 31 回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第 31 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和7年 12 月 25 日午後3時 30 分から下記議案審議のため第 31 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第 78 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

第 79 号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君		6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	
16番 山田喜良 君		18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

9番 小林裕一 君	17番 吉村陽介 君
-----------	------------

○ 本日の会議に遅参した農業委員は次のとおりである。

15番 佐藤愛子 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田憲之 君	書記 大野哲史 君
-----------	-----------

議長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆さん1年間農業委員活動、大変ご苦勞様でございました。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、9番 小林裕一君、17番 吉村陽介君であります。

出席が遅れる旨の連絡がありました農業委員は、15番 佐藤愛子君であります。

ただ今の出席農業委員数は、15名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第31回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

10番 近藤サチ子君、11番 浅川和夫君を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第78号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

事務局長太田です。

それでは議案書の1ページをお開きください。

【議案第78号朗読】

内容につきましては、大野が説明いたします。

事務局(大野哲史君)

事務局大野です。

番号1は後継者へ経営主の変更目的で使用貸借により権利設定が行われるものです。そのため、番号1の申請地については現地確認を省略しております。

申請地は白根郷土地改良区管内に位置しますが、白根郷土地改良区では組合員の変更には農業委員会を通した権利の設定が必要とのことで許可申請が行われました。

番号2の譲渡人は、後継者がいないことから、経営規模拡大を図る譲受人に売却するため許可申請が行われたものです。

申請地は加茂市サッカー場駐車場の北西約〇〇m付近に位置する水田地帯に所在しており、以前から譲受人が水稻を作付けしておりました。

番号2の申請について、許可要件を満たしているか状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間 200 日の農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

番号3、4の申請地は譲受人が借受け水稻を栽培しておりましたが、譲渡人の希望により、譲受人に売却するため許可申請が行われたものです。

申請地は猿毛橋から東に〇〇mほどに位置しており、今回申請のあった4筆で2枚の田んぼとして耕作されています。

番号3、4の申請について、許可要件を満たしているか状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間 150 日の農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

以上によりまして、番号2～4のいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。説明は以上です。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

近藤喜作推進委員。

加茂 1 番(近藤喜作君)

12 月 10 日に吉村委員と、番号 2 から 4 の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

番号 2 の申請地は水稻が作付けされた形跡があり、権利移転後も水稻が作付けされる予定です。

番号 3 と番号 4 の申請地については、申請のあった 4 筆で 2 枚の田として耕作されていました。権利移転後も水稻が作付けされるということです。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(加茂重夫君) 挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

議長(加茂重夫君) 次に、第79号議案
「農地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を上程いたします。
なお、〇〇番〇〇〇〇委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。
また、〇〇番〇〇〇〇委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。
(※〇〇番〇〇〇〇委員・〇〇番〇〇〇〇委員退席)
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君) 事務局長太田です。
それでは議案書の3ページをお開きください。
【議案第79号朗読後説明】
「農用地利用集積等促進計画(案)」の内容につきましては、配布資料の第79号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。それでは、資料をご覧ください。
(参考資料1、2による説明)
この利用集積等促進計画(案)は、令和8年2月27日に県公告を予定しているものになります。説明は以上です。

議長(加茂重夫君) 事務局の説明が終わりました。
これに対してご質問、ご意見はございませんか。
(「なし」の声あり)
ないようですので、農業委員による採決をいたします。
本議案については、意見なしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員の挙手あり)
挙手、全員でありますので、本議案は意見なしとすることに決定いたしました。
退席委員の着席をお願いします。
(※〇〇番〇〇〇〇委員・〇〇番〇〇〇〇委員着席)
退席委員に報告します。本議案は意見なしとすることとして市長に送付することに決定いたしました。
ありがとうございました。
以上で本日の議案は全部終了いたしました。
(議案審議終了 午後3時49分)

議長(加茂重夫君) これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局(太田憲之君) 事務局の説明をお願いします。
事務局長太田です。
それでは議案書の4ページをお開きください。
【報告第1号朗読】

番号3.4.6については先ほどの第78号議案のため解約が行われたものです。

【報告第2号朗読】

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和7年11月28日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案11 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

議長(加茂重夫君)

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第31回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午後4時4分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

10 番 委 員

.....

11 番 委 員

.....